

争議行為（ストライキ闘争）通告書

2022年9月26日

株式会社 スリーエスコポレーション
代表取締役 野田 茂樹 殿

日本労働評議会中央執行委員会
委員長 長谷川 清輝
日本労働評議会東京都本部
委員長 中里 好孝
同 スリーエス分会
分会長 大橋 翼

当組合は下記の通り、争議行為（ストライキ闘争）を行いますので、事前に通告します。

記

1. 目的

当組合はスリーエス分会組合員の正社員化を要求しましたが、野田社長は要求を拒む理由として「(労働組合結成以来)7年間の(団体交渉の場における)言動であったりを見て会社に対して協力的な気持ちが見えなかった」「愛社精神が大事。愛社精神があったらもうちょっと協力的で(団体交渉の場で)激しい、厳しくなるものか」と述べ、つまり当組合員が労働組合活動を行っていることをもって「愛社精神のない人間は社員にしない」という極めて不当な理由で拒否しました。当組合は、これは労働組合の正当な権利を行使したことに対する不利益取り扱いを禁止した労働組合法違反(不当労働行為)であるだけでなく、会社を私物化し、自分の言いなりにならない労働者は排除するという宣言そのものであり、断じて許容することはできません。

また、貴社は過去の団体交渉において「パートタイム有期雇用労働法」に基づくアルバイト労働者(組合員)への格差是正について真剣に取り組むことなく、判例がないから判断できない、裁判でもなんでもやってくれと投げやりな態度で不誠実な交渉態度をとりました。

当組合はこの貴社野田社長のアルバイト労働者(組合員)への差別と労働組合を敵視する態度に対して、許すことはできないものと認識しています。野田社長の発言の撤回と組合員の正社員化の要求を掲げてストライキ闘争に突入します。

2. 時期と方法

争議行為(ストライキ闘争)は9月28日から9月30日の三日間とします。

対象は東京支社と宇都宮営業所の組合員が全員参加します。ストライキ期間中職場占拠はしませんが、組合員が常時使用するロッカールームなどへの出入りは行いません。絶対に妨害しないよう通告します。

3. ストライキ中の団体交渉

本争議行為中、貴社から団体交渉の申し出があった場合は応ずる用意があることを通知します。当組合の窓口は従来通り労評東京都本部委員長中里好孝とします。

4. 付帯事項

本争議行為は当組合の第22回定期大会におけるストライキ権確立の決議とスリーエス分会組合員全員の決議に基づき行っていることを通知します。

本争議行為が終了した後に速やかに団体交渉を申し入れ、「1. 目的」で述べた趣旨に基づき協議することを予定していることを通知しておきます。

以上